

## 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

### 第1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

##### ①健全化判断比率（単位：%）

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
1 実質赤字比率	—	13.59	20.00
2 連結実質赤字比率	—	18.59	30.00
3 実質公債費比率	6.4	25.0	35.0
4 将来負担比率	—	350.0	

##### ②資金不足比率（単位：千円、%）

会計名	資金不足(剩余)額	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	975,317	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	2,860	—	20.0
下水道事業特別会計	23,936	—	20.0

注：「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

#### (2) 個別意見

##### ① 実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であるため該当なしとなっている。

##### ② 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であるため該当なしとなっている。

##### ③ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率（3か年平均）は、6.4%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っており良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため該当なしとなっている。

⑤ 資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、資金不足が生じていないため該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上のとおり意見書を提出する。

令和4年8月17日

那須烏山市監査委員 瀧田 晴夫

那須烏山市監査委員 相馬 正典